発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当J-Adviserの名称】

【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】

【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】

【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2019年12月27日

清鋼材株式会社

(SUGA STEEL Co., LTD.)

代表取締役 星野 陽一

新潟県糸魚川市寺島三丁目8番1号

(025)553-0121 (代表)

経営管理部長 山本 正人

フィリップ証券株式会社

代表取締役 下山 均

東京都中央区日本橋兜町4番2号

https://www.phillip.co.jp/

(03)3666-2101

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

清鋼材株式会社

https://www.suga-steel.com/

株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを 含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及 び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要 があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する 必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおい

- ては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第54期中	第52期	第53期
会計期間		自 2019年4月1日 至 2019年9月30日	自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高	(千円)	1, 986, 482	3, 926, 469	4, 491, 799
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△33, 135	53, 608	62, 305
親会社株主に帰属する中間純損失 (△) 又は親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	△46 , 565	11, 436	12, 596
中間包括利益又は包括利益	(千円)	△68, 030	45, 588	△28, 268
純資産額	(千円)	817, 542	912, 610	893, 544
総資産額	(千円)	3, 247, 067	3, 128, 066	3, 377, 650
1株当たり純資産額	(円)	2, 168. 88	3, 288. 28	2, 411. 00
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	(-)	19. 50 (—)	15. 00 (-)
1株当たり中間純損失(△)又は1株当たり当期純利益	(円)	△155. 69	41. 78	45. 37
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	(円)	_	_	_
自己資本比率	(%)	20.0	23. 7	21. 4
自己資本利益率	(%)	△6.8	1.6	1.7
株価収益率	(倍)	_	_	_
配当性向	(%)	_	_	62. 9
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	78, 816	117, 184	118, 816
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△179, 075	△225, 522	△133, 769
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	39, 164	231, 536	228, 909
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(千円)	500, 992	376, 720	571, 889
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	242 (14)	234 (14)	243 (12)

- (注1) 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- (注2) 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- (注3) 株価収益率について、第52期及び第53期は当社株式が非上場であるため、第54期中間期は1株当たり中間純損失であるため、記載しておりません。
- (注4) 配当性向について、第52期はマイナスであるため、第54期中間期は配当を行っていないため、記載しておりません。
- (注5) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。
- (注6) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第53期連結会計年度の 期首から適用しており、第52期連結会計年度に係る主要な経営指標については、当該会計基準等を遡って適用した後 の指標等となっております。

2【事業の内容】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2019年8月23日以降、当発行者情報提出日までにおいて、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2019年8月23日以降、当発行者情報提出日までにおいて、重要な関係 会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
日本	46 (14)
中国	168 (-)
タイ	28 (-)
合計	242 (14)

⁽注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を() 外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2019年9月30日現在

従業員数(名)	46 (14)
---------	---------

- (注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を()外数で記載しております。
- (注2) 当社は日本地域の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間 (2019年4月1日から2019年9月30日) の世界経済は、米中貿易摩擦や英国のEU離脱問題など不透明感はあるものの、米国の底堅い個人消費などを背景に緩やかな成長基調となりました。また、日本経済は、海外経済の緩やかな回復や情報関連財需要の高まり等を背景に企業収益が持続的に改善し、雇用、所得、設備投資も緩やかな回復基調にありますが、政府による経済対策等も限定的に留まる見通しであり、また、中国を始めとするアジア新興国や資源国等の成長鈍化の傾向が継続していること、また、四半世紀ぶりの高水準となっている人手不足感などから、依然として先行き不透明な状況が継続すると考えられます。

当社グループが営む鋼材加工事業の主要市場である建設機械業界及び産業機械業界の需要動向は、足元では底堅く推移しております。建設機械業界においては、北米・欧州の需要が堅調であるのに対し、東南アジア全域の需要が低調となっております。また、産業機械業界においては、国内・海外ともに総じて設備投資は堅調ですが、2020年度に向けて減速傾向に入るとの見込もあります。

このような市場環境・経営環境の中で、当中間連結会計期間の売上高は1,986,482千円、営業損失は8,143 千円、経常損失は33,135千円、親会社株主に帰属する中間純損失は46,565千円となりました。

セグメント別の業績は次の通りです。

(日本)

売上高は1,054,417千円、セグメント損失は31,800千円となりました。期初は受注が堅調に推移しましたが、8月以降の建機市況悪化に伴い受注が減少しております。

(中国)

売上高は802,040千円、セグメント利益は28,120千円となりました。受注は堅調に推移しましたが、元高傾向がやや減益要因となっております。

(タイ)

売上高は130,023千円、セグメント損失は4,463千円となりました。東南アジア全域の建機需要が低調となり、受注が減少しております。

なお、当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)の残高は500,992千円(前連結会計年度末比70,897千円減少)となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りです。

なお、当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行って おりません。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は78,816千円となりました。主な増加要因は売上債権の減少額133,446千円、減価償却費76,150千円等、主な減少要因は仕入債務の減少額89,657千円等です。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は179,075千円となりました。主な減少要因は有形固定資産の取得による支出174,384千円等です。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は39,164千円となりました。主な増加要因は長期借入れによる収入356,000千円等、主な減少要因は長期借入金の返済による支出181,846千円、短期借入金の純減少額83,937千円等です。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っておりません。

(1) 生產実績

当中間連結会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、以下の通りです。

セグメントの名称		2名称	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 前年同期比(%)	
			至 2019年9月30日)	
日本		(千円)	598, 149	_
中国		(千円)	728, 536	_
タイ		(千円)	115, 652	_
	合計	(千円)	1, 442, 338	_

- (注1) 上記金額には消費税等は含まれておりません。
- (注2) 日本セグメントに太陽光発電事業の生産実績は含めておりません。

(2) 受注実績

当中間連結会計期間の受注実績をセグメントごとに示すと、以下の通りです。

セグメントの名称		受注高		受注残高		
		当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	前年 同期比 (%)	当中間連結会計期間末 (2019年9月30日)	前年 同期比 (%)	
日本	(千円)	756, 272	1	69, 223	1	
中国	(千円)	974, 199	1	167, 033	_	
タイ	(千円)	112, 233		11, 019		
合計	(千円)	1, 842, 706		247, 277		

- (注1) 上記金額には消費税等は含まれておりません。
- (注2) セグメント間の取引については相殺消去しています。
- (注3) 日本セグメントに太陽光発電事業の受注実績は含めておりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間の販売実績を示すと、次の通りです。

1 Machine Ma						
			当中間連結会計期間			
	セグメントの)名称	(自 2019年4月1日	前年同期比(%)		
			至 2019年9月30日)			
日本		(千円)	1, 054, 417	_		
中国		(千円)	802, 040	_		
タイ		(千円)	130, 023	_		
	合計	(千円)	1, 986, 482	1		

- (注1) 上記金額には消費税等は含まれておりません。
- (注2) セグメント間の取引については相殺消去しています。
- (注3) 総販売実績に対する販売実績の割合が100分の10以上の相手先は該当ありません。

3【対処すべき課題等】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2019年8月23日以降、本中間発行者情報提出日までにおいて、当社グループの対処すべき課題等について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2019年8月23日以降、本中間発行者情報提出日までにおいて、本中間発行者情報に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事業等のリスクの発生はありません。なお、当社株式の㈱東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場維持の前提となる契約に関し、以下に記載いたします。

なお、文中の将来に関する事項は、中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(J-Adviserとの契約について)

当社グループは、㈱東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketに2019年9月26日に上場いたしました。当社では、フィリップ証券㈱を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2018年2月21日にフィリップ証券㈱との間で、担当J-Adviser契約(以下「当該契約」といいます。)を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報公表日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser契約解除に関する条項>

当社(以下「甲」という。)が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券㈱(以下「乙」という。)はJ-Adviser契約(以下「本契約」という。)を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間(以下この項において「猶予期間」という。)において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合(乙が適当と認める場合に限る。)には、2年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日(猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日)までの期間内)に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度(甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度)に係る決算の内容を開示するまでの間に おいて、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。)を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及び、bに定める書類に基づき行う。

- a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面
- (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合
 - 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- (b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載し

た書面

- b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、 公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
- ②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に 関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の 額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。)

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。
 - (b) 甲が前号 c に規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること 及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう) 又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部 又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を 生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

- (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
- (b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社(当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。)が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等
- b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通 出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議 による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。) についての書面による報告を受けた日)
- c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(③bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれら i からviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

(7)支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合(当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により 交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合)において、支配株主と の取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき。

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

- a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合
- b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって監査意見については「不適 正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものであ る場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合。

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

①株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を㈱東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

①株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

13完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

④指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

①株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する 買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権 を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不 発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)。
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個 の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利 の価額等が上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

16全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

①反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めた場合。

18その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは㈱東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と 認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- 1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1ヶ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- 2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。 また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除すること ができる。
- 3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を㈱東京証券取引所に通知しなければならない。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、当中間連結会計期間は中間連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行って おりません。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は1,571,399千円で、前連結会計年度末に比べ227,911千円減少しております。電子記録債権の減少93,889千円、現金及び預金の減少70,895千円が主な変動要因です。(固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は1,675,668千円で、前連結会計年度末に比べ97,327千円増加しております。建設仮勘定の増加112,818千円が主な変動要因です。

(流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は1,472,250千円で、前連結会計年度末に比べ241,224千円減少しております。買掛金の減少95,900千円、短期借入金の減少73,587千円が主な変動要因です。

(固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は957,274千円で、前連結会計年度末に比べ186,642千円増加しております。長期借入金の増加206,309千円が主な変動要因です。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は817,542千円で、前連結会計年度末に比べ76,001千円減少しております。親会社株主に帰属する中間純損失46,565千円の計上による利益剰余金の減少、為替換算調整勘定の減少21,301千円が主な変動要因です。

(3)経営成績の分析

(売上高)

当中間連結会計期間における売上高は1,986,482千円となりました。日本における8月以降の建機市況悪化に伴う受注減少、中国における元高傾向による減収、タイにおける東南アジア全体の建機需要の低調傾向に伴う受注の減少などが影響しております。

(売上総利益)

当中間連結会計期間における売上総利益は239,983千円となりました。前連結会計年度と比べて売上原価率が増加した主な要因は、受注減少に伴う人件費率・外注加工費率の増加等です。

(販売費及び一般管理費)

当中間連結会計期間における販売費及び一般管理費は248,126千円となりました。前連結会計年度と比べて 売上高販管費率が増加した主な要因は、人件費率の増加等です。

(営業利益)

受注減少等により、当中間連結会計期間における営業損失は8,143千円となりました。

(経常利益)

受注減少、上場関連費用の計上等により、当中間連結会計期間における経常損失は33,135千円となりまし

た。

(親会社株主に帰属する中間純利益)

当中間連結会計期間における税金等調整前中間純損失は33,135千円、親会社株主に帰属する中間純損失は46,565千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 業績等の概要(2)キャッシュ・フローの状況」に記載の通りです。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2019年9月30日現在

	投資予定額(千		i (千円)				
事業所名(所在地)	セグメント の名称	設備の内容	総額	既支払額	資金調達方法	着手年月	完了予定年月
本社 (新潟県糸魚川市)	日本	生産用設備	180, 000	109, 269	自己資金及び 金融機関借入	2019年4月	2019年10月

⁽注) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 重要な設備の除却等 該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名 の別、額面・ 無額面の別及 び種類	発行可能 株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	中間連結会計 期間末現在発 行数 (株) (2019年 9月30日)	公表日現 在発行数 (株) (2019年 12月27日)	上場金融商品 取引所名又は 登録認可金融 商品取引業協 会名	内容
普通株式	1, 200, 000	900, 000	300, 000	300,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数 100株
計	1, 200, 000	900, 000	300, 000	300,000	_	_

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年4月1日~ 2019年9月30日	_	普通株式 300,000		100, 000		55, 000

(6)【大株主の状況】

2019年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式 数の割合(%)
星野 陽一	東京都北区	129, 000	43.00
東京中小企業投資育成㈱	東京都渋谷区渋谷3-29-22	90, 000	30.00
星野 美智子	東京都北区	42,000	14. 00
星野 大輝	東京都北区	28, 000	9. 33
(有)バンノー (注1)	長野県佐久市長土呂22-6	2, 900	0. 96
松木 豊一	新潟県糸魚川市	2,000	0. 66
星野 清士	東京都北区	1,000	0. 33
星野 壽子	東京都北区	1,000	0. 33
松澤一寛	新潟県糸魚川市	1,000	0. 33
林 憲人	タイ王国チョンブリ県	1,000	0. 33
渡辺 正	新潟県糸魚川市	1,000	0. 33
吉田 豊	新潟県糸魚川市	1,000	0. 33
計	_	299, 900	99. 96

⁽注1) 侑バンノーは相互保有株主のため、議決権はありません。

(7)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	_	_	_
議決権制限株式(自己株式等)	_	_	_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式 (自己株式等)	(相互保有株式) 普通株式 2,900	_	権利内容に何ら限定のない、当社 における標準となる株式です。単 元株式数は100株であります。
完全議決権株式 (その他)	普通株式 297, 100	2, 971	同上
単元未満株式	_	_	_
発行済株式総数	300, 000	_	_
総株主の議決権	_	2, 971	_

⁽注2) 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

②【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)		発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(相互保有株式) (相)バンノー (注1)	長野県佐久市長 土呂22-6	2, 900		2, 900	0.96
計	_	2, 900	_	2, 900	0. 96

- (注1) (南バンノーは、当社の持分法適用関連会社です。
- (注2) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てております。

2【株価の推移】

月別	2019年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高 (円)	_	_	_	_	_	3, 500
最低 (円)	_	_	_	_	_	3, 500

⁽注) 当社株式は、2019年9月26日付で東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

3【役員の状況】

前連結会計年度の発行者情報を公表した2019年8月23日以降、本中間発行者情報提出日までにおいて、重要な役員の異動はありません。

第6【経理の状況】

- 1 中間連結財務諸表の作成方法について
- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1999年大蔵省令第24号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 当社は前中間連結会計期間(2018年4月1日から2018年9月30日まで)の中間連結財務諸表は作成していないため、前中間連結会計期間に係る比較情報は記載しておりません。
- 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人コスモスにより中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

①【中間連結貸借対照表】

1	単	14		\Box	П	ı١	
١.	平/	11/	-		т-	1	

	前連結会詞	 計年度		<u> </u>
	(2019年3)		(2019年9)	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		571, 924		501, 028
受取手形及び売掛金	※ 1	502, 405		455, 888
電子記録債権		309, 432		215, 543
商品及び製品		66, 034		122, 369
仕掛品		92, 228		45, 65
原材料及び貯蔵品		235, 959		204, 990
その他		21, 385		25, 92
貸倒引当金		△60		_
流動資産合計		1, 799, 310		1, 571, 39
固定資産				
有形固定資産				
建物及び構築物(純額)	※ 4	411,657	※ 4	407, 83
機械装置及び運搬具(純額)	※ 4	564, 811	※ 4	533, 20
土地	※ 4	406, 888	※ 4	418, 20
リース資産 (純額)		10, 255		13, 57
建設仮勘定		46, 096		158, 91
その他(純額)		5, 597		12, 29
有形固定資産合計	* 3	1, 445, 307	※ 3	1, 544, 03
無形固定資産				
ソフトウエア		7, 296		8, 88
リース資産		4,036		2, 44
その他		1, 275		1, 27
無形固定資産合計		12, 608		12, 61
投資その他の資産				
投資有価証券	※ 5	7, 531	※ 5	4, 30
長期前払費用		35, 648		35, 85
保険積立金		73, 784		74, 96
その他		3,839		4, 27
貸倒引当金		△380		△38
投資その他の資産合計		120, 424		119, 01
固定資産合計		1, 578, 340		1, 675, 66
資産合計		3, 377, 650		3, 247, 067

(単位:千円)

	ンケンナケナ V コ	(単位:十円)		
	前連結会計		当中間連結会計期間	
	(2019年3月	31日)	(2019年9月	30日)
負債の部				
流動負債				
買掛金		444, 779		348, 878
短期借入金	※ 6	734, 550	※ 6	660, 962
1年内償還予定の社債		51,000		41,000
1年内返済予定の長期借入金	※ 4	299, 922	※ 4	267, 341
リース債務		6,012		6, 487
未払金		53, 495		52, 470
未払費用		43, 391		75, 175
未払法人税等		6,082		332
未払消費税等		21,780		7, 349
賞与引当金		46, 914		9,800
その他		5, 548		2, 452
流動負債合計		1, 713, 474		1, 472, 250
固定負債				
社債		113, 500		93, 000
長期借入金	※ 4	581, 824	※ 4	788, 134
リース債務		8, 377		7, 019
退職給付に係る負債		5, 928		9, 560
繰延税金負債		61,000		59, 560
固定負債合計		770, 631		957, 274
負債合計		2, 484, 106		2, 429, 524
純資産の部				
株主資本				
資本金		100,000		100,000
資本剰余金		73, 758		73, 758
利益剰余金		465, 391		414, 325
自己株式		$\triangle 450$		△435
株主資本合計		638, 700		587, 649
その他の包括利益累計額				
為替換算調整勘定		82, 429		61, 127
その他の包括利益累計額合計	-	82, 429		61, 127
非支配株主持分		172, 415		168, 765
純資産合計		893, 544		817, 542
負債純資産合計		3, 377, 650		3, 247, 067

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

	(単位:千円)		
	当中間連結会計期間		
	(自 2019年4月1日		
	至 2019年9月30日)		
	1, 986, 482		
売上原価	1, 746, 498		
売上総利益	239, 983		
販売費及び一般管理費			
給料及び賞与	65, 220		
役員報酬	20, 075		
賞与引当金繰入額	4, 040		
法定福利費	13, 643		
福利厚生費	11, 873		
減価償却費	15, 600		
貸倒引当金繰入額	△60		
運送費及び保管費	48, 573		
その他	69, 159		
販売費及び一般管理費合計	248, 126		
営業損失(△)	△8, 143		
営業外収益			
受取利息	1, 882		
受取家賃	2, 410		
その他	4, 986		
営業外収益合計	9, 279		
営業外費用			
支払利息	11, 303		
支払手数料	5, 642		
持分法による投資損失	3, 238		
上場関連費用	13,000		
その他	1, 087		
営業外費用合計	34, 272		
経常損失(△) 税金等調整前中間純損失(△)	△33, 135		
	△33, 135		
法人税、住民税及び事業税 法人税等調整額	10, 362 \triangle 1, 806		
法人税等合計			
中間純損失(△)	$8,556$ $\triangle 41,692$		
非支配株主に帰属する中間純利益	4,873		
親会社株主に帰属する中間純損失(△)			
からにかエに原物する下門門具入(△)	△40, 505		

【中間連結包括利益計算書】

(単位:千円) 当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日) 中間純損失 (△) △41, 692 その他の包括利益 為替換算調整勘定 △26**,** 338 △26, 338 その他の包括利益合計 中間包括利益 △68, 030 (内訳) 親会社株主に係る中間包括利益 △67, 867 非支配株主に係る中間包括利益 $\triangle 163$

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

当中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本			その他の包括利益累計額					
		資本	利益		株主資本	為替換算	その他の包	非支配	純資産
	資本金	剰余金	剰余金	自己株式	合計	調整勘定	括利益累計	株主持分	合計
		利示並	利示並		口印	刚定 例是	額合計		
当期首残高	100, 000	73, 758	465, 391	△450	638, 700	82, 429	82, 429	172, 415	893, 544
当中間期変動額									
剰余金の配当			△4, 500		△4, 500				△4, 500
親会社株主に帰属			△46, 565		△46, 565				△46, 565
する中間純損失 (△)			△40, 505		△40, 505				△40, 505
その他				15	15				15
株主資本以外の項目の						A 01 201	A 01 - 201	A 2, 640	A 94 OFO
当中間期変動額(純額)					_	△21, 301	△21, 301	△3, 649	△24, 950
当中間期変動額合計	_	_	△51, 065	15	△51, 050	△21, 301	△21, 301	△3, 649	△76, 001
当中間期末残高	100, 000	73, 758	414, 325	△435	587, 649	61, 127	61, 127	168, 765	817, 542

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

当	中間連結会計期間
(自	2019年4月1日
至	2019年9月30日)

	至 2019年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純損失(△)	△33, 135
減価償却費	76, 150
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△60
賞与引当金の増減額 (△は減少)	$\triangle 36,005$
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	934
受取利息	△1,882
支払利息	11, 303
売上債権の増減額 (△は増加)	133, 446
たな卸資産の増減額 (△は増加)	18, 336
仕入債務の増減額 (△は減少)	△89, 657
未払金の増減額(△は減少)	$\triangle 142$
未払費用の増減額 (△は減少)	35, 189
未払消費税等の増減額(△は減少)	△14 , 022
その他	7, 317
小計 _	107, 770
利息の受取額	1, 882
利息の支払額	△14 , 885
法人税等の支払額	△15, 950
営業活動によるキャッシュ・フロー	78, 816
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△174, 384
無形固定資産の取得による支出	$\triangle 3$, 534
その他 _	△1, 156
投資活動によるキャッシュ・フロー _	△179, 075
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額(△は減少)	△83, 937
長期借入れによる収入	356, 000
長期借入金の返済による支出	△181, 846
社債の償還による支出	△30, 500
リース債務の返済による支出	△6, 922
配当金の支払額	△4, 500
非支配株主への配当金の支払額	△3, 486
その他 _	$\triangle 5,642$
財務活動によるキャッシュ・フロー _	39, 164
現金及び現金同等物に係る換算差額(△は減少) _	△9, 802
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△70, 897
現金及び現金同等物の期首残高	571, 889
現金及び現金同等物の中間期末残高 _	※ 500, 992

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 3社

連結子会社名:昆山清陽精密機械有限公司、Suga Steel (Thailand)Co., Ltd.、清エステート㈱

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 1社

持分法適用関連会社名:有限会社バンノー

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社のうち、中間決算日が中間連結決算日(9月30日)と異なる会社は次の通りです。

 会社名
 中間決算日

 昆山清陽精密機械有限公司
 6月30日 ※

 Suga Steel (Thailand) Co., Ltd.
 6月30日 ※

- ※ 連結会社相互間の取引に係る会計記録の重要な不一致についての調整又は当該中間決算日と中間連結決算日との間に生じた当該子会社と連結会社以外の会社との取引、債権、債務等に係る重要な変動の調整を行っております。
- 4. 会計方針に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - 有価証券
 - (イ) その他有価証券

時価のないもの:移動平均法による原価法を採用しております。

②たな卸資産

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
 - (イ) 当社

定率法を採用しております。ただし、2016年3月31日以前に取得した建物 (建物附属設備は除く)、及び2016年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を含む)及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

 建物及び構築物
 7~60年

 機械装置及び運搬具
 2~17年

 工具、器具及び備品
 2~20年

(口) 在外子会社

定額法を採用しております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間 (5年)に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定 の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当中間連結会計期間に見合う分を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として 処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用は、中間連結決算日の直 物為替相場により円貨換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分 に計上しております。

(6) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少な リスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他中間連結財務諸表作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理:消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(中間連結貸借対照表関係)

※1 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が前連結会計年度末残高に含まれております。

前連結会計年度 (2019年3月31日)

当中間連結会計期間 (2019年 9 月30日)

受取手形 19,916千円 -千円

2 受取手形割引高

受取手形の割引高は、次の通りです。

前連結会計年度 (2019年3月31日) 当中間連結会計期間 (2019年9月30日)

受取手形割引高 78,528千円 -千円

※3 有形固定資産の減価償却累計額

前連結会計年度 (2019年3月31日) 当中間連結会計期間 (2019年9月30日)

有形固定資産の減価償却累計額 2,119,928千円 2,134,460千円

※4 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りです。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)	
建物及び構築物(純額)	150,309千円	139,819千円	
機械装置及び運搬具(純額)	111, 784	92, 413	
土地	343, 508	343, 508	
合計	605, 601	575, 741	

担保付債務は、次の通りです。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年9月30日)	
1年内返済予定の長期借入金	110, 402千円	96,074千円	
長期借入金	283, 268	475, 310	
合計	393, 670	571, 384	

※5 関連会社に対する投資有価証券

関連会社に対する投資有価証券は、次の通りです。

前連結会計年度
(2019年3月31日)

当中間連結会計期間(2019年9月30日)

投資有価証券 (株式) 7,281千円 4,057千円

※6 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約について

当社は、資金調達の機動性を高めるため、金融機関3行との間に当座貸越契約を、金融機関2行との間に融資枠(コミットメントライン)をそれぞれ設定しております。なお、これらの契約に基づく借入の実行状況はそれぞれ以下の通りです。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年 9 月30日)	
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	770,000千円	700,000千円	
借入実行残高	300, 000	280, 000	
差引額	470,000	420,000	

7 財務制限条項について

前連結会計年度(2019年3月31日)

- (1) 2014年5月22日締結の金銭消費貸借契約(契約総額160,000千円、2019年3月31日現在借入金残高6,100 千円)において財務制限条項が付されております。下記①及び②の財務制限条項に抵触した場合に、期限の利益を喪失します。
- ① 純資産の維持

2015年3月期以降、各年度の決算期末日における提出会社の単体の貸借対照表上の純資産の部の金額がマイナス(債務超過)とならないこと。

② 減価償却前経常利益の維持

2015年3月期以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における提出会社の単体の損益計算書に示される経常損益に減価償却費を加算した金額が2期連続して損失とならないこと。

当中間連結会計期間(2019年9月30日)

- (1) 2019年4月26日締結の金銭消費貸借契約(契約総額300,000千円、2019年9月30日現在借入金残高 40,000千円)において財務制限条項が付されております。下記①の財務制限条項に抵触した場合に、期 限の利益を喪失します。
- ① 単体経常利益の維持

2020年3月期以降の決算期を初回の決算期とする連続する2期について、各年度の決算期における提出会社の単体の損益計算書に示される経常損益の金額が2期連続して損失とならないこと

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

当中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	300, 000	_		300,000
合計	300, 000	_	_	300, 000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当中間連結会計期間 増加株式数(株)	当中間連結会計期間 減少株式数(株)	当中間連結会計期間 末株式数(株)
普通株式 (注1、注2)	900	_	30	870
合計	900	_	30	870

- (注1) 当連結会計年度期首の株式数900株及び当中間連結会計期間末の株式数870株は、持分法適用関連会社が所有する自己株式(当社株式)の当社帰属分です。
- (注2) (変更事由の概要) 持分法適用関連会社が所有する自己株式(当社株式)の第三者への売却による減少です。
- 3. 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。
- 4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月28日 定時株主総会	普通株式	4, 500	15. 00	2019年3月31日	2019年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は下記の通りです。

	当中間連結会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
現金及び預金勘定	501,028千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△36
現金及び現金同等物	500, 992

(リース取引関係)

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次の通りです。 なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。((注2)をご参照ください。)

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	571, 924	571, 924	_
(2)受取手形及び売掛金	502, 405	502, 405	_
(3)電子記録債権	309, 432	309, 432	_
資産計	1, 383, 763	1, 383, 763	_
(1)買掛金	444, 779	444, 779	_
(2)短期借入金	734, 550	734, 550	_
(3) 未払法人税等	6, 082	6, 082	_
(4) 未払消費税等	21, 780	21, 780	_
(5) 社債(1年内償還予定を含む)	164, 500	164, 548	48
(6)長期借入金(1年内返済予定を含む)	881, 746	881, 368	△378
負債計	2, 253, 438	2, 253, 108	△329

当中間連結会計期間(2019年9月30日)

	中間連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	501, 028	501, 028	_
(2)受取手形及び売掛金	455, 888	455, 888	_
(3)電子記録債権	215, 543	215, 543	_
資産計	1, 172, 460	1, 172, 460	1
(1) 買掛金	348, 878	348, 878	
(2) 短期借入金	660, 962	660, 962	_
(3) 未払法人税等	332	332	_
(4) 未払消費税等	7, 349	7, 349	_
(5) 社債 (1年内償還予定を含む)	134, 000	134, 044	44
(6)長期借入金(1年内返済予定を含む)	1, 055, 475	1, 055, 110	△364
負債計	2, 206, 998	2, 206, 678	△319

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等 これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっ ております。

(5) 社債(1年内償還予定を含む)、(6) 長期借入金(1年内返済予定を含む) 元利金の合計額を新規に同様の社債発行又は借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により 算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式については、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記表には含めておりません。なお、これらの中間連結貸借対照表上の計上額は以下の通りです。

(単位:千円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当中間連結会計期間 (2019年 9 月30日)
非上場株式	7, 531	4, 307

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(ストック・オプション等関係)

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び、業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。当社グループは、主に鋼材加工事業を行っており、各地域において現地法人が包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社グループは「日本」、「中国」、「タイ」の3つを報告セグメントとしております。

セグメント区分	主要業務
日本	鋼材加工事業(主に建設機械・産業機械用部品の加工・販売)
中国	同上
タイ	同上

(2)報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法 報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要

報告セグメントの損益は、営業損益の数値です。セグメント間の内部収益及び、振替高は市場実勢価格等に基づいております。

(3)報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報 当中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:千円)

		報告セク	調整額	中間連結財務		
	日本	中国	タイ	計	(注1)	諸表計上額
売上高						
外部顧客への売上高	1, 054, 417	802, 040	130, 023	1, 986, 482	_	1, 986, 482
セグメント間の内部売上高又は振替高	7, 801	29, 996	_	37, 798	△37, 798	_
計	1, 062, 218	832, 037	130, 023	2, 024, 280	△37, 798	1, 986, 482
セグメント利益又は損失(△)	△31,800	28, 120	△4, 463	△8, 143		△8, 143
セグメント資産	2, 059, 683	1, 145, 173	407, 557	3, 612, 413	△365, 346	3, 247, 067
セグメント負債	1, 663, 262	318, 402	459, 334	2, 440, 998	△11, 474	2, 429, 524
その他の項目						
減価償却費	26, 179	36, 512	13, 457	76, 150	_	76, 150

(注1) 調整額の内容は、セグメント間取引消去高です。

な事項」における記載と概ね同一であります。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が中間連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、 記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)売上高

当中間連結会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:千円)

日本	中国	タイ	合計
1, 054, 417	802, 040	130, 023	1, 986, 482

(2)有形固定資産

当中間連結会計期間 (2019年9月30日)

(単位:千円)

日本	中国	タイ	合計
817, 526	440, 971	285, 537	1, 544, 034

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は次の通りです。

		前連結会計年度	当中間連結会計期間
		(2019年3月31日)	(2019年9月30日)
1株当たり純資産額		2,411.00円	2, 168. 88円
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	(千円)	893, 544	817, 542
純資産の部の合計額から控除する金額	(千円)	172, 415	168, 765
(うち非支配株主持分)	(千円)	172, 415	168, 765
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	(千円)	721, 129	648, 777
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	(株)	299, 100	299, 130

1株当たり中間純損失及び算定上の基礎は次の通りです。

<u> </u>			
		当中間連結会計期間	
		(自	2019年4月1日
		至	2019年9月30日)
1株当たり中間純損失(△)			△155.69円
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純損失(△)	(千円)		△46, 565
普通株主に帰属しない金額	(千円)		_
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失 (△)	(千円)		△46, 565
普通株式の期中平均株式数	(株)		299, 100

⁽注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【その他】

第7【外国為替相場の推移】

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

独立監査人の中間監査報告書

2019年12月27日

清鋼材株式会社

取締役会 御中

監査法人コスモス

代表社員 業務執行社員 公認会計士 新開 智之 @

業務執行社員 公認会計士 小室 豊和 印

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている清鋼材株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、清鋼材株式会社及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(発行者情報提出会社)が別途保管しております。